

(3) 札幌市国民保護対策本部等の組織及び運営等に係る規程の整備について

1 規定整備の背景等

国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部は、国民保護法に基づき、武力攻撃災害又は緊急対処事態が発生した場合に、国民の保護を図るための措置を実施する体制として、国の指定に基づいて市町村が設置する組織である。

本市においては、平成18年3月にこれに係る条例を制定し、平成18年度には、「札幌市国民保護計画」を策定して、平素において武力攻撃等に備える対策のほか、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部が設置された場合の市全体及び各局・区の役割についての枠組みを明らかにしたところである。

このことから、19年度には各局・区の具体的な事務分担や組織運営の詳細事項を定めることとして、20年3月までに規程等の制定を行うこととしている。

2 制定を予定している規定の名称等

- (1) 札幌市国民保護対策本部及び札幌市緊急対処事態対策本部の組織及び運営等に関する規程

上記本部が設置された場合の本部事務局及び各局・区の役割を明示するもの。

- (2) 札幌市国民保護対策本部及び札幌市緊急対処事態対策本部の組織及び運営等に関する規程事務取扱要領

上記の規程を受けて、さらに各部署の事務分掌等を定めるもの。

3 規定整備に当たっての基本的な考え方

国民保護措置の実施と自然災害対策の実施については、根拠となる法律は異なっているものの、地方公共団体として行うべき業務は、「市民の生命、財産等を守る」ということが根底にあることから、災害等が発生した場合の職員が行うべき事務作業等には共通する部分が多い。

このことから、規定を整備するに当たっては、各局・区における災害発生時の作業等に混乱を招かないためにも、各局・区における国民保護対策本部と災害対策本部の業務内容は、国民保護特有の業務を除き、報告書等の様式なども含め、可能な限り同じになるよう配慮すべきと考えている。

4 規定の主な内容等

- (1) 本部が設置された場合の組織、各部・各班の分担事務
- (2) 本部会議の構成等
- (3) 市職員の参集体制
- (4) 災害情報及び被害状況等の収集・報告